

○津山圏域資源循環施設組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

令和2年3月18日

津山圏域資源循環施設組合規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 津山圏域資源循環施設組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する事項については、津山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年津山市規則第2号)を準用する。この場合において、規則中「市長」とあるのは「管理者」と読みかえる。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。